

週休2日モデル工事試行要領

平成30年6月1日制定
令和元年6月1日一部改正
令和2年6月1日一部改正
令和3年6月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日モデル工事」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 週休2日モデル工事

ア 週休2日とは、対象期間において、現場閉所日数が、4週8休相当（対象期間の28分の8の日数のこと。以下同じ）になることをいう。

イ 現場閉所日数とは、対象期間内において、下請業者も含めて、1日を通して、現場事務所での内業を含むいずれの現地作業も実施していない日の合計とする。なお、現地作業には、資材納入や交通誘導、運搬等建設業に該当しないものは含まない。

ウ 対象期間とは、工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。

（ア） 年末年始6日間及び夏季休暇3日間

（イ） 工場製作のみが行われている期間

（ウ） 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

(2) 週休2日交替制モデル工事

ア 週休2日とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における現場に従事した全ての技術者及び技能労働者（非常勤（臨時）で従事する者及び対象期間が著しく短い者は除く）（以下「技術者等」という。）の平均休日日数が、4週8休相当になることをいう。

イ 雨天時等で休日とする場合においても、週休日とすることができる。

ウ 対象期間は、各業者が工事に着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、対象期間から除く日は、2（1）エのとおりとする。

3 対象工事

(1) 発注者指定型

発注者が指定する工事とし、特記仕様書に発注者指定型である旨を明示するものとする。

(2) 受注者希望型

発注者指定型を除く全ての工事を対象とし、特記仕様書に受注者希望型である旨を明示するものとする。

ただし、週休2日の確保が困難な工事（緊急対応工事等）又は対象期間が著しく短い工事は対象外とする。

4 試行方法

(1) 受注者は、週休2日モデル工事又は週休2日交替制モデル工事を希望する場合、契約後速やかに、工事打合せ簿により発注者へ申し出るものとする。なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。（受注者希望型のみ）

(2) 週休2日モデル工事の場合、受注者は、工事着手までに週休2日取得が確認できる様式1「休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を発注者に提出すること。なお、対象期間を明確にするため、工事着手する日と工事完了日を計画表に明記すること。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、監督職員との協議により週休日を変更することができるものとし、雨天時等で現場閉所する場合においても、上記協議を行ったものについては週休日とすることができる。

- (3) 受注者は、「週休2日モデル工事」又は「週休2日交替制モデル工事」である旨を看板等に記載し、工事現場に設置すること。費用については、現場環境改善費として計上する。
- (4) 週休2日モデル工事の場合、受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督職員に提出すること。
- (5) 受注者は、工事完了後、計画表（週休2日交替制モデル工事は様式2「休日取得状況表」）に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類とともに提出すること。
- (6) 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

5 経費の補正

週休2日モデル工事等を実施した結果、現場閉所状況（週休2日交替制モデル工事は技術者等の休日率（休日日数を対象期間で除した率）の平均）が4週6休相当以上であった場合は、次に掲げる経費及び別紙の市場単価について補正係数を乗じることとする。ただし、労務費の補正対象は、公共工事設計労務単価のみとする。

- (1) 4週8休相当以上（現場閉所率又は休日率28.5%（8日/28日）以上）

ア 労務費	1.05
イ 機械経費（賃料）	1.04
ウ 共通仮設費	1.04（週休2日モデル工事）
エ 共通仮設費	1.02（港湾土木請負工事積算基準を適用した週休2日モデル工事（以下「港湾工事」という。））
オ 現場管理費	1.06（週休2日モデル工事）
カ 現場管理費	1.03（港湾工事及び週休2日交替制モデル工事）
- (2) 4週7休相当以上4週8休相当未満（現場閉所率又は休日率25.0%（7日/28日）以上28.5%未満）

ア 労務費	1.03
イ 機械経費（賃料）	1.03
ウ 共通仮設費	1.03
エ 現場管理費	1.04（週休2日モデル工事）
オ 現場管理費	1.02（週休2日交替制モデル工事）
- (3) 4週6休相当以上4週7休相当未満（現場閉所率又は休日率21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）

ア 労務費	1.01
イ 機械経費（賃料）	1.01
ウ 共通仮設費	1.02
エ 現場管理費	1.03（週休2日モデル工事）
オ 現場管理費	1.01（週休2日交替制モデル工事）

発注者指定型は、5（1）の経費を見込んで発注し、達成できなかった場合は、補正係数を減じた変更契約を行うこととする。

また、受注者希望型は、4週6休相当以上であった場合は、変更契約時において、休日取得状況に応じた経費の補正を行うこととする。

なお、週休2日交替制モデル工事を適用した工事は、労務費及び現場管理費のみ補正係数を乗じることとし、市場単価についても補正の対象としない。

また、港湾工事については、4週8休相当以上のみ補正係数を乗じることとする。

6 アンケートの実施

モデル工事の検証を行うため、受注者は、完成検査までに、別に定めるアンケートに回答すること。

7 工事成績評定

4週8休相当以上の現場閉所を実施した場合は、工事成績評定表の「工程管理」及び「創意工夫」で評価する。

なお、週休2日を実施できなかった場合でも、工事成績評定は減点しない。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成30年6月1日から施行する。

2 令和元年6月1日改正については、令和元年6月1日以降に公告する建設工事に適用する。

3 令和2年6月1日改正については、令和2年6月1日から施行する。

4 令和3年6月1日改正については、令和3年6月1日から施行する。

市場単価の補正係数（週休2日モデル工事）

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

市場単価の補正係数（週休2日モデル工事（港湾工事））

名称	補正係数
	4週8休以上
底面工	1.04
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
ペトラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05